

# 茅ヶ崎市総合体育館 ネーミングライツパートナー募集要項



令和8年10月  
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市総合体育館（茅ヶ崎第3駐車場（地下駐車場）及び前庭（アーバンスポーツパーク予定地）は除く。）（以下「総合体育館」という。）のネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

## 1 目的

企業などへの広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的とします。

## 2 対象施設

### （1）名称

茅ヶ崎市総合体育館

### （2）所在地

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号

### （3）施設の設置目的

総合体育館は、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため設置された施設です。

### （4）総合体育館 施設概要

電 話 0467-82-7175

建築年月日 平成元年5月9日

施設規模 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建

施設内容 1階 第1体育室2150㎡、柔道場225㎡、剣道場225㎡、多目的室93㎡、児童室30㎡

2階 第2体育室540㎡、トレーニング室138㎡、会議室120㎡、ジョギングコース200m

中2階 卓球練習場6台

3階 弓道場

地下1階 オーケストラ練習室168㎡

アクセス 茅ヶ崎駅北口から徒歩約8分

## 3 募集概要

### （1）愛称

#### ① 愛称付与の条件

ア 市民や施設利用者等にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。

イ 愛称には、必ず「茅ヶ崎」（漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字いずれも可）を含めてください。

ウ 総合体育館がスポーツの拠点であることが伝わる名称としてください。（例、名称の一部に「スポーツプラザ」「アリーナ」などの文言を含める。）

エ 愛称については、提案内容をもとに、市と協議の上決定します。

#### ② 使用を禁止する愛称

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性・宗教性のあるもの
- オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- カ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

### ③ 愛称の変更

市民や施設利用者等の混乱を避けるため、応募後の愛称（愛称案を含む。）の変更はできません。（団体の名称変更や合併等によるもので、市が認める場合を除く。）

なお、募集の対象は施設の愛称とし、条例で定める施設の名称は変更しません。

## （２）命名権の範囲

### ① 総合体育館外壁等への表示

※ 市と協議して愛称を壁面等に掲示することが可能です。茅ヶ崎市屋外広告物条例及び茅ヶ崎市屋外広告物施行規則の基準に準じ、壁面利用の場合は、１壁面３０㎡以内です。なお、壁面からののはみ出しは禁止となります。このほか、同条例及び同規則の基準を遵守してください。

※ 壁面の利用により、条例等に基づく許可が必要となる場合には、その手続はネーミングライツパートナーが行うものとします。

### ② 市広報紙やホームページ、指定管理者による配布物などにおける施設名の表記は、原則として愛称を使用しますが、市は、市民や施設利用者等の混乱を避けるため、愛称と正式名称を併記することがあります。

### ③ その他

- ・総合体育館の地下にある茅ヶ崎第３駐車場については、本施設とは別の指定管理者が管理運営をしており、管理責任者が異なることから、本ネーミングライツの募集からは除きます。
- ・総合体育館の前庭においては、令和８年１１月頃からアーバンスポーツパークの整備が予定されており、令和９年中に供用が開始される予定です。当該アーバンスポーツパークについては、今回のネーミングライツ募集とは別にネーミングライツを募集する予定です。
- ・ネーミングライツとは別に、施設内の掲示スペース等において広告を募集し、ネーミングライツパートナー以外の事業者による広告を掲示する場合があります。

## （３）ネーミングライツパートナーの特典

- ① 愛称の普及のため、市は、ネーミングライツパートナー及び愛称の決定について、記者発表を行うとともに、市のホームページ等で公表します。また、市は、積極的に愛称を使用し、関係機関に周知します。
- ② ネーミングライツパートナーが発行する出版物や自社のホームページなどで、ネーミングライツパートナーであることを広報することが可能です。

## （４）パートナーメリット（特典）の付与について

総合体育館を利用した特典（地域貢献活動等）を市に提案できることとします。なお、ご提案いた

だいたの特典については、関係法令を遵守していることを前提とし、総合的に実施の可否を検討します。

(5) 愛称の使用期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）

(6) 希望ネーミングライツ料

年額200万円以上（税込）

※上記の金額は本市が希望する金額です。上記の金額未満でも応募は可能ですが、提案額に応じた評価を行います。（別紙3「ネーミングライツパートナー選考基準【茅ヶ崎市総合体育館】」をご覧ください。）

(7) 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有する団体で、次の事項をすべて満たしていることとします。

- ① 指定管理者制度を導入している施設において、現指定管理者以外の団体からの応募である場合、当該団体の事業及び提案内容が指定管理業務に支障をきたすおそれがないこと。
- ② 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有すること。過去に破産者となった場合は、すでに復権を得ていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により茅ヶ崎市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ④ 茅ヶ崎市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税（法人税・消費税・地方消費税・法人住民税・事業税・事業所税）を滞納していないこと。
- ⑥ 契約期間において、ネーミングライツ料の支払いが可能な経営状況にあること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続の開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てをしていないこと。
- ⑧ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しないこと。
- ⑨ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと。
- ⑩ 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ⑪ 政治性又は宗教性のある事業を行っていないこと。
- ⑫ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当でないこと。

(8) 名称変更に伴う費用負担

費用負担は、原則として以下の表のとおりとします。ただし、その他のネーミングライツ導入に起因して発生する費用については、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び市との協議により決定するものとします。

| 区分              | 市 | 指定管理者 | ネーミングライツ<br>パートナー |
|-----------------|---|-------|-------------------|
| ネーミングライツ料       |   |       | ○                 |
| 看板等の表示変更及び新設 ※1 |   |       | ○                 |

|                   |      |      |   |
|-------------------|------|------|---|
| 契約期間終了後の原状回復      |      |      | ○ |
| パンフレット、封筒等の印刷物 ※2 | ○ ※3 | ○ ※3 |   |

※1 事前に市と協議うえ、実施するものとします。

※2 発行物の切り替え時期については、残部数等を考慮し、協議のうえ、決定します。

※3 発行物は、それぞれの作成元が表示変更します。

#### (9) 応募に際しての留意事項

##### ① 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

##### ② 応募書類の開示

応募書類は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。

##### ③ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、別紙6「応募辞退届（茅ヶ崎市総合体育館）」を提出してください。

##### ④ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、ネーミングライツパートナー選考委員会（以下「選考会」という。）が認めた場合は、この限りではありません。

##### ⑤ 接触の禁止

選考会委員に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

##### ⑥ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

##### ⑦ その他

- ・応募に際しては、別紙1「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針（改訂版）」、別紙2「ネーミングライツ導入ガイドライン」、別紙3「ネーミングライツパートナー選考基準【茅ヶ崎市総合体育館】」を必ずご確認ください。
- ・応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

## 4 応募方法

### (1) 募集期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月27日（金）まで

### (2) 応募書類の提出

応募書類の提出については、次のとおりとします。

#### ① 提出期間

令和8年11月16日（月）から令和8年11月27日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※資料の不備に係る修正等を含めて提出期間内としてください。

#### ② 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

#### ③ 提出場所

茅ヶ崎市文化スポーツ部スポーツ推進課（茅ヶ崎市役所本庁舎3階⑩窓口）

#### ④ 提出方法

原則持参（郵送による提出を希望する場合は、電話で事前に御相談ください。郵送の場合、提出締切は、令和8年11月27日（金）必着とします。）

### （3）提出書類

本募集に応募する者は、別紙4「茅ヶ崎市総合体育館ネーミングライツパートナー提出書類様式集」を参照のうえ、提出書類については、A4サイズ（様式・資料ごとに両面印刷）、2穴、頁番号を付しファイル綴じにし、正本1部に加え副本6部を添えて提出してください。また、電子データ1部（CD-RまたはDVD-R）を併せて提出してください。

※官公庁が発行する書類は、申込日の3か月以内に発行されたものに限りします。

### （4）質問事項の受付等

応募にあたっての質問の受付等は、次のとおりとします。

#### ① 受付期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月10日（火）午後5時まで（必着）

#### ② 受付方法

別紙5「質問書（茅ヶ崎市総合体育館）」に記入のうえ、電子メールで提出してください。

また、未到達を防ぐため、送信後の確認の連絡をお願いします（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）。

#### ③ 質問書提出先

茅ヶ崎市文化スポーツ部スポーツ推進課

住 所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-81-7149

メール [sport@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:sport@city.chigasaki.kanagawa.jp)

#### ④ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年11月16日（月）までにホームページに掲載します。原則として、質問者に対して個別に回答することはありません。

なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの、審査に著しく影響を与えるものについては、回答を控えることもありますのでご了承ください。

## 5 選考方法

選考会において、選考基準に基づき、ネーミングライツの優先交渉権者の選考を行います。

## 6 選考結果の通知及び公表

すべての応募者に対し、選考会における選考結果について、文書で通知します。選考結果の通知後は、特段の事由がない限り、辞退することはできません。

なお、選考会での選考結果、ネーミングライツパートナーの決定については、市ホームページで公表することとし、優先交渉権者に選定されなかった者については、公表しないこととします。

## 7 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとで詳細を取り決め、契約

を締結することとします。

ネーミングライツパートナーと契約締結後、当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等の公表を行います。なお、優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、契約に至らなかった場合、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行います。

## 8 契約の解除等

契約締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、市は、契約を解除できることとします。この場合、ネーミングライツパートナーが市に対して既に納入したネーミングライツ料は、返還しないものとします。また、原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

- (1) 「3 (7) 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 信用失墜行為により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき。
- (3) 倒産又は解散したとき。
- (4) その他ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと市が認めるとき。

## 9 愛称の周知

ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用し、関係機関等へ周知することとしますが、条例で定める施設等の名称は、変更しないものとします。

## 10 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料は、毎年4月末日までに、市からの請求に基づき支払うものとします。ただし、契約初年度については、市が指定する日までに支払うこととします。(一年分を一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

## 11 リスク負担

- (1) 新たに設置した看板、広告板及び表示サイン等により、第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーとします。
- (2) その他、定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

## 12 お問い合わせ

茅ヶ崎市文化スポーツ部スポーツ推進課

(住所) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

(電話) 0467-81-7149

(E-mail) sport@city.chigasaki.kanagawa.jp